

令和7年度滋賀県産業支援プラザ促進区域内再エネ導入促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、CO₂ネットゼロ社会づくり推進のため、各市町が再生可能エネルギー設備の設置に適している場所として設定する促進区域において、太陽光発電設備等の設置を支援する令和7年度滋賀県省エネ・再エネ等推進加速化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けて、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（以下「支援プラザ」という。）が実施する令和7年度滋賀県産業支援プラザ促進区域内再エネ導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の手続き等を定めるものである。

2 補助金の交付については、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）及び令和7年度滋賀県省エネ・再エネ等推進加速化事業補助金交付要綱（以下「滋賀県要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、国交付要綱および規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 促進区域

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第5項に規定する市町村が定めるよう努めるものとしている「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域」

(2) ファイナンスリース

「リース期間中に契約を解除できないこと」および「借手が、当該資産に係る費用を全て負担する義務を負うこと」という2つの条件を満たすリース契約のことをいう。

(3) オンサイトPPA

太陽光発電設備等の所有者である事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該補助事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、当該太陽光発電設備から発電された電力を当該需要家に供給する契約のことをいう。

(4) 需要家

間接補助事業により設置された太陽光発電設備から得られる電力や熱を利用する事業者のことをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、自家消費型太陽光発電設備または自家消費型太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備を県下の促進区域に導入する事業とし、補助対象経費、補助金の額、補助対象設備および補助設備要件等は、別表1～3のとおりとする。

2 補助対象経費は、別表1に掲げる経費とする。

3 補助金は、その額に千円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

4 補助金は、当該年度の補助対象者1者に対し1回限り交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、補助対象事業を実施する者で、次のいずれにも該当する者であって、別表4の要件を満たすものとする。

(1) 県税に滞納がない事業者および事業活動において関係法令等の規定に基づく許認可等の必要な手続きを完了している事業者

(2) 事業者またはその役員等（事業者が法人の場合にあつては役員および支配人ならびに営業所等の代表者、個人にあつては営業所等の代表者をいう。）が、次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ (ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

キ (イ)から(カ)まで掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

(交付の条件)

第5条 補助金の交付は、補助金により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、補助対象事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ることを条件とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別表5に掲げる添付書類を添えて、補助金交付申請書（様式第1号）を令和7年12月12日までに支援プラザに提出しなければならない。

2 交付申請書の受付は、予算の範囲内において先着順に行うが、予算の範囲を超えた受付日をもって申請の受付を終了（支援プラザの営業時間内に受付したものに限り。）し、翌以降の交付申請書は返却する。

また、予算の範囲を超えた受付日に提出のあった交付申請書は抽選を行い、最終的な申請者を決定する。抽選にもれた場合は交付申請書を返却する。

(補助金の交付決定)

第7条 支援プラザは、補助金の交付申請書に係る書類等の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきと認めるときは、申請書の提出のあった日から30日以内に、交付申請者に対して補助金の交付決定の通知（様式第2号）を行うものとする。

- 2 交付決定があった交付申請者は、補助金の交付条件を遵守しなければならない。
- 3 支援プラザは、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、申請書の提出のあった日から30日以内に、その理由を付して申請者に補助金の不交付決定の通知（様式第3号）を行うものとする。

（補助事業計画変更等に係る承認の申請）

第8条 補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業計画の内容に変更を加えようとする場合には、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第4号）に変更がある交付申請書類を添えて支援プラザに提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更のいずれにも該当しない軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助対象経費の総額の20%以上の変更（ただし、当初交付決定額が補助金額の上限となる）
- (2) 補助事業の実施場所の変更
- (3) 補助対象設備の主要構造または主要機能の大幅な変更
- (4) その他計画内容の大幅な変更

（補助事業の中止または廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を支援プラザに提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第10条 補助事業者は、支援プラザが必要と認めたときには、事業遂行状況報告書（様式第6号）を別に定める期日までに支援プラザに提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過した日または令和8年2月10日のいずれか早い期日までに、別表6に掲げる添付書類を添えて、事業実績報告書（兼 交付請求書）（様式第7号）を支援プラザに、提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 支援プラザは、事業実績報告書（兼 交付請求書）に係る書類等の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助金の額が確定したときは、報告書の提出のあった日から30日以内に補助金の額の確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に対して通知を行うものとする。

（交付請求書）

第13条 交付請求書については、第12条の額の確定があった場合、第11条に規定する事業実績報告書（兼 交付請求書）をもって提出があったものとする。

2 支援プラザは、前項の規定による事業実績報告書（兼交付請求書）（様式第7号）の提出があったときは、前条の確定通知を行った日からすみやかに補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消）

第14条 支援プラザは、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、第7条の規定による交付の決定（第8条の規定による変更の承認を含む。）の全部または一部を取り消すものとする。

- (1) この要領および規則に違反したことにより支援プラザの指示を受け、この指示に従わないとき
- (2) 補助事業の内容がこの要領の規定を満たさない事実が明らかになったとき
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為があったとき
- (4) 第3条(3)アからキまでのいずれかに該当する事実が判明したとき
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき

（補助金の返還）

第15条 支援プラザは、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の経理等）

第16条 補助事業者は、補助金の収入および支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を明確にしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿および証拠書類を当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

（現地調査等）

第17条 支援プラザは、補助金の交付事務の適切かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて申請者等に対して指示をし、報告を求め、または現地調査を行うことができるものとする。

（財産の管理）

第18条 補助事業者は、取得財産等について、取得財産管理台帳（様式第9号）を設け、保管状況を明らかにしておかなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間において、補助事業に係る取得財産のうち、その取得金額が50万円以上のものを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し

付け、または担保に供してはならない。ただし、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第10号）を支援プラザに提出し、その承認を受けた場合は、この限りでない。

- 3 支援プラザは、前項ただし書の規定による承認をする場合は、滋賀県要綱第19条第3項に基づき、知事の承認を受けるものとする。
- 4 支援プラザは、前項の承認申請について、知事から適正とする通知を受けた場合、補助事業者から財産処分承認申請書を受けた日から60日以内に、補助事業者に対して、通知するものとする。
- 5 支援プラザは、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産等の処分により収入があったときは、その収入の全部または一部を支援プラザに納付させることができる。
- 6 支援プラザは、前項の規定により補助事業者から納付を受けた時には、知事からの納付通知に基づき、知事に納付するものとする。

（データ等の提供）

第20条 支援プラザは、第1条第1項の規定による目的に必要な範囲において、申請者に対し、対象設備の普及に資するデータ等の提供または現地調査の実施を求めることができる。

- 2 申請者は、支援プラザが前項の規定によるデータ等の提供または現地調査の実施を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

（公表）

第21条 支援プラザは、補助事業内容や効果を公表することができる。

（その他）

第22条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、支援プラザが別に定める。

付 則

この要領は、令和7年6月10日から施行し、令和7年度分の事業から適用する。

別表1 補助対象経費（第3条関係）

区分	内容	備考
本工事費	補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費	・建屋は補助対象外とする。 ・既存構築物および設備の撤去費は補助対象外とする。（ただし、対象設備の導入に直接必要な経費を除く。）
付帯工事費	本工事に付随する必要最小限度の範囲内の工事に要する経費	・土地造成、整地および地盤改良工事に準じる基礎工事は補助対象外とする。（ただし、機械基礎に係る必要不可欠な工事は対象）
設備費	補助対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付に要する経費	・土地の取得および賃借料（リース代）は補助対象外とする。
<p>※消費税および地方消費税は対象外とする。 ※国または国の関連団体から補助金の交付を受けるまたは受けようとするときは、補助対象経費から当該補助金の交付（予定）額を除く。ただし、別表3に別に定めがある場合はこの限りでない。</p>		

別表2 補助金の額（第3条関係）

補助対象設備	補助金額と上限額	
	補助金額	上限額
太陽光発電設備	発電出力 (kW) × 5万円 / kW	500万円
太陽光発電設備 + 蓄電池	① 太陽光発電設備：発電出力 (kW) × 5万円 / kW ② 蓄電池：補助単価 (円/kWh) × 蓄電池容量 (kWh) * 補助単価は容量あたりの蓄電池価格 (円/kWh) と下記価格 (★) のいずれか低い額 × 1/3 の合計金額 ★：家庭用 (4800Ah・セル未満)：15.5万円/kWh (工事費込み・税抜き) 業務用 (4800Ah・セル以上)：19万円/kWh (工事費込み・税抜き)	500万円

別表3 補助対象設備および補助要件（第3条関係）

補助対象設備	補助要件	
<p>太陽光発電設備 (自家消費型)</p>	<p>(1) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとする。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定またはFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。</p> <p>(3) 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>(4) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の①～⑫をすべて遵守していることを確認すること。</p> <p>① 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</p> <p>② 関係法令および条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</p> <p>③ 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。</p> <p>④ 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。</p> <p>⑤ 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。</p> <p>⑥ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理および保存すること。</p> <p>⑦ 設備の設置後、適切な保守点検および維持管理を実施すること。</p> <p>⑧ 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。</p> <p>⑨ 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。</p> <p>⑩ 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。</p> <p>⑪ 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。</p> <p>⑫ 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去および処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。</p> <p>(5) PPAの場合、PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものである</p>	<p>(1) 補助の対象は、対象設備の設置・導入に要した経費（消費税および地方消費税は除く。）とする。</p> <p>(2) エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。</p> <p>(3) 各種法令等に遵守した設備であること。</p> <p>(4) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。</p> <p>(5) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。</p> <p>(6) 国や県内市町等の補助金において国庫を財源としない他の補助金と併用できるが、補助対象経費は当該補助金を差し引いた額とする。</p> <p>次のいずれの要件を満たすこと</p> <p>(1) 間接補助対象設備の発注（契約）先の事業者および施工を行う事業者は、県内に本社または支店等の事業所を有する事業者であること。ただし、ファイナンスリースまたはオンサイトPPAにより設備を導入する場合および県内に発注または施工できる事業者がない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 滋賀県の他の補助金を受けたことがある、または受けようとする設備でないこと。</p> <p>(3) 過去に滋賀県民間事業者省エネ設備整備事業補助金、滋賀県民間事業者省エネ設備整備モデル事業補助金、滋賀県事業用再生可能エネルギー等導入促進事業補助金、滋賀県事業用再生可能エネルギー・高度利用技術導入加速化事業補助金、滋賀県民間事業者分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金、滋賀県あんしんエネルギー施設支援事業補助金、滋賀県分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金または省エネ・再エネ等設備導入加速化事業補助金の交付を受けて導入した設備の更新は対象外とする。</p>

	<p>こと（PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 4/5 とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていることおよび本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>(6) リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていることおよび本事業により導入した 設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>(7) 次の①～②のいずれかを満たすこと</p> <p>① 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上を当該需要家が消費すること。また、当該需要家が消費する電力量を含めて 50%以上を当該再エネ発電設備と同一都道府県内の需要家が消費すること。</p> <p>② 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。</p>		
蓄電池	<p>(1) 促進区域内再エネ導入促進事業で導入する太陽光発電設備（自家消費型）の付帯設備であること。</p> <p>(2) 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>(3) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>(4) 家庭用：12.5 万円/kWh、業務用：11.9 万円/kWh 以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。</p> <p>(5) PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 4/5 とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていることおよび本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>(6) リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていることおよび本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引または再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>【蓄電容量 20kWh 以上の蓄電池：(7)を満たすこと】</p> <p>(7) 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。</p> <p>【蓄電容量 20kWh 未満の蓄電池：1～6 の全てを満たすこと】</p> <p>1. 蓄電池パッケージ</p> <p>① 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。</p>		

※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

2 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

① 初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること)

② 定格出力 定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

③ 出力可能時間の例示

a 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

b 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は 5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

④ 保有期間 法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

⑤ 廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、または回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください

⑥ アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

3. 蓄電池部安全基準

① JIS C 8715-2 または IEC62619 の規格を満足すること。

4. 蓄電システム部安全基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

① JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。

※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。

5. 震災対策基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

① 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関 (NCB) であること。

	<p>6. 保証期間</p> <p>① メーカー保証およびサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。</p> <p>※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。</p> <p>※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。</p> <p>※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。</p> <p>※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧および使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。</p> <p>※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。</p>		
--	--	--	--

別表4 補助対象者（第4条関係）

補助対象者	次のいずれかに該当する者。 (1) 滋賀県内の促進区域内に事業所等を有する法人（国および地方公共団体ならびに国または地方公共団体が出資する法人または団体を除く。）または個人事業者 (2) ファイナンスリースにより(1)に太陽光発電設備等を設置するリース事業者 (3) オンサイトPPAにより(1)に太陽光発電設備等を設置するPPA事業者
-------	---

別表5 補助金交付申請書類（第6条・第8条関係）

補助金交付申請書（様式第1号）に添付する書類は以下のとおりとする。

共通の書類

- ・誓約書兼遵守チェックシート（様式第1号別紙1）
- ・交付申請書 提出物チェックシート（様式第1号別紙2）
- ・対象設備の見積書のコピー（申請者名、品名、品番、販売店名・販売店住所がわかるもの、有効期限内であるもの）を2者以上
 ＊滋賀県内の事業者であること（PPA・リースおよび県内に工事できる事業者がない場合は除く）
- ・対象設備の仕様等が要件（別表4）を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー
- ・事業実施場所が「促進区域」内であることが確認できる書類（土地登記（建物登記）簿など）
- ・設置承諾書（様式第1号別紙3） ＊申請者と土地・施設所有者が異なる場合必要
- ・設備設置予定場所の写真および設備設置予定レイアウト図等
- ・直近2年間の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）
- ・「履歴事項全部証明書」（提出日以前3ヶ月以内に発行された現住所の原本）【法人のみ】
- ・事業を行っていることを証明できる書類（昨年度の確定申告書等）【個人事業主のみ】
- ・「住民票の写し」（提出日以前3ヶ月以内に発行された現住所の原本で、個人番号が記載されていないもの）【個人事業主のみ】
- ・「県税の納税証明書（未納がないことの証明）」（提出日以前3ヶ月以内に発行された現住所の原本）
- ・申請者の事業内容を示す書類（カタログ、Web ページなど）
- ・PPA・リースの場合は需要家の事業を示す書類（カタログ、Web ページなど）
- ・その他支援プラザが必要と認めるもの

太陽光発電にかかる添付書類

- ・発電量、自家発電量の算定根拠資料
- ・電力系統図
- ・その他支援プラザが必要と認めるもの

PPA・リースにかかる添付書類

- ・サービス・リース料金から交付金額相当分が控除されていることを示す書類
- ・本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類

別表6 事業実績報告書類（第11条・第13条関係）

事業実績報告書（兼 交付請求書）（様式第7号）に添付する書類は以下のとおりとする。

共通の書類
<ul style="list-style-type: none">・ 実績報告書 提出物チェックシート（様式第7号別紙1）・ 工事証明書（様式第7号別紙2）・ 太陽光出力対比表（製造メーカー作成または様式第7号別紙3）・ 支出証拠書類の写し（発注書、注文請書（または契約書）、請求書および振込証明書の写し等）・ 対象設備設置後写真・ 財産等管理台帳（様式第9号）・ その他支援プラザが必要と認めるもの
太陽光発電にかかる添付書類
<ul style="list-style-type: none">・ 電力会社との連系協議書類等のコピー（系統に接続する場合）
PPA・リースにかかる書類
<ul style="list-style-type: none">・ 締結契約書のコピー（サービス・リース料金が掲載されているもの）